

岡山大学教師教育開発センター紀要に関する要項

〔平成22年11月29日〕
学 長 裁 定

改正 平成25年9月17日

改正 令和4年7月28日

改正 令和5年1月25日

改正 令和6年3月19日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学教師教育開発センター規程（平成22年岡大規程第13号）第12条の規定に基づき、岡山大学教師教育開発センター（以下「センター」という。）における紀要の刊行に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 紀要の名称は、「岡山大学教師教育開発センター紀要」（以下「紀要」という。）とする。

(内容)

第3条 紀要に掲載する内容は、主として教師教育（教員養成教育、現職教育）及び教育実践に関する実践的・理論的研究とする。

2 執筆区分は、次の各号に掲げるとおりとし、未発表のものに限る。ただし、学会等で口頭発表されたものは、この限りではない。

- 一 研究論文
- 二 実践報告
- 三 研究ノート
- 四 資料等

(発行)

第4条 紀要の発行は、原則として、年1回とする。

(紀要編集委員会)

第5条 紀要の編集のために、紀要編集委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、センターに所属する教員をもって構成する。
- 3 委員会は、原稿の掲載、執筆区分、掲載順序及び体裁等の決定に係る業務を行う。
- 4 その他、委員会について必要な事項は、別に定める。

(投稿資格者)

第6条 紀要に投稿することができるのは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 岡山大学（以下「本学」という。）に所属する教員（教育学部附属学校園の教員を含

む。以下「本学教員」という。)並びにその共同研究者

二 その他、委員会が認めた者

- 2 連名の場合、ファーストオーサーとなることができるのは、本学教員のほかに、本学及び兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の大学院生(修了生を含む。)並びに本学の卒業生とする。
- 3 論文の投稿は、1人3編以下とし、ファーストオーサーは1編以下とする。
- 4 特別寄稿は、委員会が認めた者に限る。

(原稿執筆要領)

第7条 原稿執筆要領については、委員会にて別に定める。

(投稿原稿の提出)

第8条 投稿原稿の提出にあたっては、原稿執筆要領に従い、別に定める投稿原稿提出書を添付し、教育学系事務部(以下「事務部」という。)に提出する。

- 2 投稿原稿は、毎年10月31日(当日が土曜日又は日曜日の場合は翌勤務日)までに事務部に提出するものとする。

(校正)

第9条 校正は原則として二校までとし、執筆者の責任において行うものとする。校正刷は、事務部を通して受け取り、5日以内に校正を終え、事務部に返却する。校正に当たって原文の変更は認めない。

(著作権)

第10条 紀要に掲載された論文の著作権(電子化・公開化することを含む。)はセンターに帰属する。ただし、論文の著者は、センターの許諾を得ずに、その掲載論文を他に転載できるものとする。その際、転載先には、当該論文が紀要に掲載されていることを明記することとする。

- 2 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載する場合、著作権に関わる法令上の手続きは、著者があらかじめ処理するものとする。それらについて問題が生じた場合は、その責は著者が負うものとする。

(その他)

第11条 抜刷にかかる金額は、執筆者負担とする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、紀要の刊行に関し、必要な事項は、委員会において決定する。

附 則

この要項は、平成22年11月29日から施行し、平成22年11月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年8月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年9月17日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年7月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。